

同和教育基本方針

昭和46年12月1日

豊中市教育委員会

前 文

日本国憲法は、国民のあらゆる基本的人権を保障し、すべての國民が法の下に平等であることを規定している。しかしながら、今日なおさまざまな差別が存在し、とりわけ部落差別というきわめて深刻にして重大な社会問題、すなわち同和問題が厳存している事実を認めなければならない。

国の同和対策審議会答申は、この実態を明らかにし、「同和問題の解決は、國の責務であり、国民的課題である」ことを指摘した。豊中市教育委員会も、同和問題を解決していくことが、憲法の精神を具体的に実現する道であるという立場にたつものである。すなわち、同和問題の解決を教育の基本課題として位置づけ、同和教育を推進することによって、いかなる差別の存在もゆるさず、人権尊重の精神に徹した民主的な人間の育成を期するものである。

部落差別は、歴史的には封建時代の身分制度に由来するものであるが、今日の部落問題の存在は、封建的な身分制度が廃止された近代百年のあゆみの中で、実質的な解放を保障する施策を行なわず、放置してきた行政の責任であり、国民の共通課題となり得なかったためである。すなわち、近代社会において何びとにも保障されなければならない市民的権利と自由、とりわけ就職の機会均等・教育の機会均等・居住の自由が、行政的に不完全にしか保障されていないことである。そのことが、同和地区のひとつを、社会的・経済的・文化的に低位な状態においている原因である。したがって、部落差別はけっして偶発的に生まれたものではなく、また同和地区

のひとびとの固有の責任によるものでもない。

このようにしてつくられた低位の生活環境・教育文化の実態は、ひとびとの意識のうちに、部落に対する差別観念を生みだし、それらが相互に作用しあって、差別を助長し再生産する悪循環をくりかえしてきた。

そして、この部落差別は、国民ひとりひとりの人権意識の確立を妨げ、生活の低位性を支えるのみでなく、互いに分裂抗争させてまでにも利用されるなど、あらゆる差別のしづめとして生き続けてきたのである。

さて、豊中市における戦後二十数年の教育をかえりみると、同和問題は、民主主義一般の形式的な考え方の中に埋没して、全市的な教育の課題とはなり得なかった。わずかに一部のひとびとにより地道な活動が続けられたが、行政の姿勢は多分に融和的であり、同情恩恵の域を出なかった。

その中にあって、部落解放運動を中心とする同和地区のひとびとの解放への努力は積極的に続けられた。この数年、豊中市の同和教育行政は、この運動に触発され、ようやく具体化の緒についたのであるが、なお受動的であり、その内容は質量ともに不十分であることを認めなければならない。

以上のことから、豊中市の同和教育をすすめるにあたっては、まず、行政の責任において、同和地区のひとびとの市民的权利と自由への自覚を促し、部落解放への意欲を高めるための教育条件を整備しなければならない。すべての市民は、部落差別の根絶が、みずからの生活の向上と権利の保障に深くかかわることを自覚し、

基本的人権の確立につとめなければならない。教育関係者は、すべての教育の場において、同和教育を推進する主体的な役割をはたさねばならない。

これらの課題を実現するために、豊中市教育委員会は、次のとおり基本方針を定めるものである。

基　本　姿　勢

- 1 日本国憲法・教育基本法の精神をよりどころにし、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹した教育を、すべての学校・園、すべての地域社会において、あらゆる機会に実現し発展させる。
- 2 部落差別の実態を科学的・実証的にとらえ、人権をふみにじるいっさいの差別を、積極的になくしていく強い意思と実践力を身につけた人間の育成を期する。
- 3 同和教育の基本的理念にもとづいて行なわれる、教育行政施策・教育諸活動などが、総合的・効果的にすすめられるよう体制を充実する。
- 4 同和地区における、児童生徒の教育の機会均等と進路を保障するため、就学を促進し、学力の水準を向上させ、健康の保持と体力の増進をはかり、個々の能力を最大限に伸長するとともに、解放への意欲を高揚しうるよう諸条件の整備につとめる。

- 5 豊中市におけるすべての学校・園において、同和教育を全教育活動にわたって展開し、部落解放を達成し得る人間を育成するため、実践活動の保障と諸条件の整備につとめる。
- 6 同和地区における住民が、みずから解放意欲を高揚し、社会的・経済的・文化的水準の向上をはかることができるよう、住民の自主的・組織的活動の助成と諸条件の整備につとめる。
- 7 人口の急増・流動など、豊中市の特性に応じた同和教育をすすめ、全市民の正しい理解と実践活動がおこなわれるよう、諸条件の整備につとめる。
- 8 すべての教職員および関係職員に対して、同和教育に関する研修の機会をさらに拡大し、自主的に研究をすすめることができる条件の保障につとめるとともに、公私立学校・園・保育所間の交流を促進する。

学 校 教 育

1 目 標

同和教育は、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、基本的人権を確立することによって、真に平和で民主的な国家・社会を実現していく人間を育成することにある。

学校教育においては、つねに部落差別の現実から出発することがたいせつである。まず、児童・生徒に対して、差別についての正しい認識を養い、くらしの中にあるすべての差別を見抜くことによって、人権への自覚を育てなければならない。

すなわち、差別をにくみ、差別を許さず、相互に協力して、差別をなくしていく実践力をもった人間を育成することが重要な課題である。

したがって、普遍的な教育として、すべての学校・幼稚園（以下学校という）において展開されなければならない。

2 教育内容

学校は、すべての子どもに対し、義務教育終了までに、部落問題についての正しい認識と解放への展望を育てなければならない。そのためには、人権尊重の精神を教育課程へ積極的に位置づけるとともに、同和教育の内容を実生活の課題とむすびつけて、民主的に創造することがたいせつである。

- (1) 部落差別についての科学的認識を育てる。
- (2) 子どもたちの学習へのねがいを正しく伸ばし、学力を保障する。

(3) 部落差別の根絶をめざして、たがいにはげまし協力する民主的な集団を育てる。

3 健康

健康の保障は、ひとりひとりの子どものいのちの問題であり、教育の機会均等や進路保障の前提となる重要な課題である。

したがって、子どもの健康状態の把握にあたっては、現象のみにとらわれず、その背景となっている生育歴や、子どもをとりまく生活現実や、歴史的・社会的要因までも明らかにすることがたいせつである。

学校では、医療機関・地域・父母が一体となった、検診・治療体制を確立して、疾病の予防と早期発見・早期治療にとりくむとともに、体力づくりを積極的におこなうなど、健康の保障につとめなければならない。

4 障害児教育

同和教育を推進するうえで、障害児が人間として生きる権利、教育を受ける権利を保障することは重要な課題である。障害児の生活を守り、その社会的自立をめざし、障害の種類と程度に応じた教育内容と方法が創造され実践されなければならない。

しかし、今まで、担当者による実践の積み重ねや問題の提起はあったとしても、障害児教育全体の充実にまで発展しなかった。すなわち、教育条件の不十分さと一般的な理解の不足などから、学校教育の中での正しい位置づけがなされないばかりか、重症障害児が教育を受ける機会の保障もきわめて不十分であり、父母や子どもの強いねがいを実現するに至らなかった。

したがって、障害児教育の総合的な推進をはかり、障害児の社会的自立への手立てを明らかにしなければならない。そのためには、系統だった教育施設の整備をすすめるとともに、関係者の研修機会を拡充するなど総合計画を樹立し、教師・父母・地域・医療関係者が一体となって推進しなければならない。

5 進路保障

進路保障は、同和教育の中心的課題である。すなわち、就学前教育と小・中学校の義務教育課程を通して、進路保障のための指導が実践されなければならない。

すなわち、教育の機会均等の実現と子どもの学習権の保障という立場にたって、学力の向上をはからなければならない。すべての子どもが高等学校に進学できる条件を整えるとともに、進学後も子どものねがいが生かされ高められるよう、学校間の緊密な連携をはからなければならない。

さらに、就職を希望する子どもについては、職業安定所をはじめ関係行政機関・事業所・民主的団体などと連携をはかり、差別の排除と労働条件の確保につとめ、将来に対する展望をもたせるよう就職を保障しなければならない。

6 推進体制

学校は、父母や子どもの教育へのねがいを明らかにしながら、それにこたえる学力・健康・進路などについての具体的目標を立て、教育計画と体制を確立しなければならない。

そのためには、民主的な学校運営を基盤として、教職員ひとりひとりの創造的実践の自由が保障されなければならない。さら

に、教職員が相互に高め合う教育研究体制を確立し、ひろく教育諸活動の点検をおこない、父母・地域との連携のもとに、同和教育のいっそうの推進をはかることがたいせつである。

7 教育条件

学校は、日々の教育実践が生みだした具体的な資料にもとづいて、教育諸条件を点検し、教育の効果をいっそう高めるためつねに創意とくふうをこらす必要がある。さらに、子どもの実態と問題点を明らかにし、適切な資料を整備しなければならない。

なお、同和教育の目標を達成するためには、まず、つぎの諸条件の確保につとめなければならない。

(1) 研究の助成をおこなう。

- 学校における同和教育の研究と実践を助成し促進をはかる。
- 同和教育研究校・実験校については、その研究を助成する。
- 豊中市同和教育連絡協議会の活動を援助する。

(2) 教職員に対して、同和教育に関する研修の機会を拡充する。

(3) 越境通学については、その原因となる諸要因を明らかにし根絶をはかる。

(4) 同和教育を推進する資料を得るために、調査活動をおこなう。

(5) 同和地区を有する学校等への助成措置

イ 学校の施設・設備を整備し充実する。

ロ 教職員の加配をおこない、優遇措置を拡充し、学級編制基準が改善されるようつとめる。

ハ 保健衛生に関する措置

○ 集団検診の強化による疾病の早期発見、および予防や治療に要する医療費の援助をおこなう。

○ 保健衛生施設の整備充実と、養護教諭の増員をはかる。

ニ 就学の促進と進路指導の充実

○ 児童・生徒の就学を促進し保障するため、就学奨励金支給の充実をはかる。

○ 高校・大学生への修学奨励金、技術取得を希望する生徒への奨学金、および就職する生徒への支度金の増額をはかる。

○ 「進路保障協議会」（仮称）を結成し、進路指導の充実をはかる。

社会教育

1 目 標

社会教育は、民主社会の確立をめざし、市民が、くらしを守り高めようとする願いを、具体的に実現させるものである。そのためには、生活上のいろいろな問題、すなわち生活課題解決のためを求める学習の機会を完全に保障し、市民みずから課題解決にあたることができるよう、諸条件を整備しなければならない。

しかし、今まで、これらの諸条件の整備がきわめて不十分であったため、生活課題としての発見や解決を阻んでいる差別の現実について、市民の正しい認識を育てるには至らなかった。このことは、部落問題について誤った考え方や無関心な態度が根強く存在し、差別事象が起っている現状からも明らかである。

部落差別は、何びとにも当然保障されていなければならない、市民的権利と自由が集中的に阻害されている事実にある。

しかも、この部落差別は、あらゆる差別の存在を支える役割として利用され、その結果、市民がくらしの中の矛盾や差別に気づかないようになっている。すなわち、部落に対する差別観念が、市民みずからのくらしの低位性についての無自覚さを強め、あらゆる差別の存在を見過ごし、ひいては、くらしの向上を阻害する要因を形成している。このように身近な矛盾や差別を見出せないことが、部落差別を許し、同和地区の実態改善の進行にともなって、差別のひとつのあらわれである逆差別認識を生み出す背景となっている。

したがって、すべての市民が、部落差別の現実から学ぶことにより、部落解放への願いと実践を、市民的権利・自由の完全な保障につながるすじみちとして、みずからの課題としなければならない。

2 生活課題の認識と解決

生活課題の解決は、部落問題の正しい認識を基底にして、みずからのくらしの中で、その手がかりを発見することから始まるものである。

すなわち、身のまわりの矛盾や差別を見出し、生活課題として位置づけ、解決のための学習を積み重ねるなかで権利意識を育て、ついで、市民全体の課題として組織化をはかりながら、解放への展望を明らかにしていくことが重要である。

- (1) 部落問題に対する正しい認識と、部落差別を根絶する実践力を育てるため、市民のあらゆる学習の機会を活用するとともに、資料を作成し配布するなどして、全市民の啓蒙につとめる。
- (2) 現実の生活課題を解決するための学習や、活動を進めることができるように、対象別に学級・講座を開設し、すべての市民が参加できる条件を整える。
- (3) 家庭において、差別を許さない子どもを育てるために、家族が、生活課題の認識と解決への姿勢を確立することができるよう、学習の機会を拡充する。
- (4) 同和地区住民が権利確立への活動を積極的にすすめて、生活を高め、完全な解放への展望を明らかにできるよう、

諸条件の整備につとめる。

3 推進体制の整備

同和教育を推進するためには、今までの諸条件の整備がきわめて不十分であったことを省み、改善と充実の方法を明らかにすることが必要である。とくに指導者の養成と活動の保障など、推進体制の整備をはからなければならない。

- (1) 市民全体の課題として、部落差別をなくし民主社会の確立をめざす自主的・組織的活動の促進をはかる。
- (2) 部落解放をめざす同和地区住民の自主的な子ども会・青年団体等の組織化をはかるなど、活動の助成につとめる。
- (3) あらゆる社会教育団体などにおいて、部落解放へのより有効な活動が展開されるよう、指導者の養成をはかるとともに、社会教育関係職員の資質の向上につとめる。
- (4) 市民の学習と活動の場を保障するため、社会教育施設を増設・整備し、社会教育主事をはじめ専任職員の増員配置をはかる。

後文

本方針は、「同和対策事業特別措置法」にもとづく「豊中市同和対策総合長期計画——教育部門」の基本姿勢として位置づけるものである。その実施にあたっては、関係諸機関・諸団体との連携を密にし、学校教育と社会教育の交流をはからなければならぬ。さらに同和地区住民の自主的な部落解放運動と緊密な提携をたもち、いっさいの差別をなくす運動が市民総ぐるみとなって展開されなければならない。

付記

- 学校教育 7 の(1)の項（団体の名称について）
豊中市同和教育連絡協議会は、昭和47年5月に豊中市同和教育研究協議会に発展改称。